

議 事 録

会 議 の 名 称	第3回三田市まちづくり基本条例検証委員会
開 催 の 日 時	令和4年9月2日（金）15時30分～16時35分
開 催 の 場 所	三田市役所2号庁舎3階2301会議室
出席した委員の氏名	中瀬委員長、赤澤副委員長、味岡委員、足立委員、奥田委員、清水委員（リモート参加）、長岡委員（リモート参加）（長谷川委員は欠席）
出席した庶務職員の職及び氏名	西田総合政策部長、山谷政策課長、大槻政策課事務職員
その他出席者	平尾総務課長、山下危機管理課長、奥原財政課長、木戸公共施設マネジメント推進課長、上治監査委員事務局課長
傍聴者の人数	なし
議 題	三田市まちづくり基本条例の検証について
会 議 の 概 要 （ 結 論 ）	三田市まちづくり基本条例の施行状況について議論した。
公開・非公開の区分	公開
使用した資料	次第 資料3 三田市まちづくり基本条例検証シート 参考資料 「三田市まちづくり基本条例検証シート」質問・疑問事項等 参考資料 「【参考資料】三田市まちづくり基本条例の施行状況の検証について（答申）（案）」 参考資料 平成29年10月19日付「三田市まちづくり基本条例の施行状況の検証について（答申）」
連 絡 先	総合政策部 政策調整室 政策課 電話（079）559-5038 内線（2240）

1 開会

- ・山谷課長の司会により開会、配布資料の確認等

2 議事

- ・三田市まちづくり基本条例検証委員会規則第3条第1項の規定により委員長が議事を進行

(1) 三田市まちづくり基本条例の検証について

委員長：前回欠席された委員からご意見があったら伺いたい。

委員：前回の会議ではあまり触れられていなかったが、ユニバーサル広報の動画の活用頻度が高くなれば、だれもがタイムリーな情報も手に入れられ、もっと安心できる情報源の一つになるのではないかと感じている。市のLINEは大変活用されており、現在であれば、抗原検査キットについて掲載されていると思う。動画の活用が重要視されており、そうしたタイムリーな情報発信により、ユニバーサル広報の動画が活用されるようにしてほしい。

事務局：現在、広報では多様な媒体を活用して行っており、ラインやユーチューブなども活用している。ご指摘のとおり、大事なことはタイムリーで発信していくことであり、ご指摘いただいたことも参考に、ユニバーサル広報を活用していきたい。

※審議対象：【資料3】12～16 ページ、第34条～第47条

委員：事前質問した趣旨は、市が業務委託の多くが、何を支援するのか金額の設定や自治体の緊急時の対応等、丁寧に記載されていないことが多い。政策法務支援業務について、そうした点を聞きたかった。回答内容から、支援として担当弁護士が決まっており、適切に対応されていると考えている。

副委員長：確認だが、【資料3】13 ページ、第37条（財政の運営）第3項について、保有する財産の適正な管理及び計画的かつ効果的な活用に努めるとあり、4 施設の利活用募集を実施したとあり、結果的に民間企業で活用に至ったと思うが、そのことを記述してよかったです。また、第38条（行政改革）について、行財政構造改革行動計画を策定して進めてくることで、適正化を進めることができたと思うが、そのことを記載してもよかったです。また、第38条（行政改革）について、行財政構造改革行動計画を策定して進めてくることで、適正化を進めることができたと思うが、そのことを記載してもよかったです。また、第38条（行政改革）について、行財政構造改革行動計画を策定して進めてくることで、適正化を進めることができたと思うが、そのことを記載してもよかったです。また、第38条（行政改革）について、行財政構造改革行動計画を策定して進めてくることで、適正化を進めることができたと思うが、そのことを記載してもよかったです。

所管課：昨年度末時点の状況を記載しており、本年度に入って、これまで募集した全ての施設で民間事業者が決定した。処分のあり方としては、施設について財産処分をするか、現状のまま貸出をするかである。従来の機能から、民間事業者の手で新たな機能へ生まれ変わる計画となっており、既に旧青野ダム記念館については、事業者により昨年春に店舗がオープンして事業を始めている。公共施設としての機能が時代に合わない、もしくは役割を終えたものについては、これからも取り組みを進めていきたい。記載についてはご指摘のとおりと考える。

所管課：平成29年度から令和3年度にかけて行財政構造改革方針に基づいて取り組みしてきた。平成28年度に普通交付税が大幅に減額されたことを契機として、5か年にわたり、財源不足分の解消や歳出構造の見直し等に取り組み、一定の成果を得たものの、それを記載することははばかられ記載のとおりとさせていただいた。

委員：今いただいた意見に関連して、第44条（行政評価）における記述も同じように成果があれば記載してよかったです。第39条（監査制度）の記述について、京都市をはじめ、財政健全化法という早期健全化基準に該当する市町が増えている。監査制度の中で、行革であれ、行政評価であれ、公が公をチェックするというなら、健全であることを表明することも疑念としてとられる。そうであるなら、監査制度の足りない部分については、市の規定でカバーしていることを記述してもよかったです。

事務局：行政評価については平成29年度から令和2年度にかけて実施したほか、総合計画の審議において全体的な総括もさせていただいた。記載としては単に実施したことを述べた形になっているが、毎年度の評価においても一定の成果を得ながら進めてきている。

委員：【資料3】16 ページ、第47条（他の自治体等との連携・協力）について、具体的には、医療広域連合や退職手当組合があるが、共同処理を行うことで、一定人口減少が進む中、行政施策を効率的に進めようとするのは、三田市に限らず他の市町も検討しているところ。結果的に、それをうまく医療広域連合や退職手当組合等をつくることで、適正な人員が確保できる。行政事務を共同で行うことで費用が押さえられるのであれば、将来を見据えて進めてみてはどうかと思った。

事務局：共同処理については、記載の組合のほか、農業共済についても進めている。市ごとに事務を完結することが非効率になっているものもあり、例えば、県の呼びかけで市町連携が進められているが、そこではデジタルの活用等の共同処理を進めようとしてい

る。そうした取り組みを通じて得られる成果についても、市としてしっかりと吸収し、連携できる事務については広域連携により対応していきたいと考えている。

(2) その他

委員 長：答申案のまとめ方に関して説明いただいた。事務局から説明があった内容について、個々の記載内容の確認は後ほど行うとして、全体を通したご意見・ご質問等があればお願いしたい。

※意見なし

委員 長：つぎに、結論部分について確認したい。これまでの議論を振り返り、「この条例は概ね適正に運用されており、今回の検証をもって速やかに条例を改正する必要性はない」との判断に至ると思うがこれでよいか。

※異議なし

委員 長：続いて、付帯意見の構成について確認したい。原案では、付帯意見について、まず、全般的な意見について触れ、続いて個別条文に対する意見として、提案や要望等のほか、審議過程で多くの意見があった【資料3】の検証シートの記載に関する意見を取りまとめ、最後に、その他の意見を付す形で整理されている。ご異議はないか。

※異議なし

委員 長：続いて、原案による個々の記載について、お気づきの点等があれば、発言をお願いしたい。

委員：4ページ中段「3 その他の意見」に記載している「可能な限り他の委員会等でも積極的に採用することを推奨したい」とあるのは、何を推奨したいのかが分からない。

事務局：審議会において、いきなり資料を見ていただいて議論するよりも、事前に質問や疑問等についてはお聞きしたうえで委員の皆さんに回答を共有することで、より効率的に議論を進めていけると考えている。前回、副委員長からもそのような趣旨でご発言いただいているが、それをもとにいったもの。もちろん委員会の総意として削除していただけたらと思う。

委員：答申として、「3 その他の意見」のような記述がある、他の記述内容との整合がとれないがどうか。

事務局：答申には、いただいた様々な意見をできるだけ盛り込んで、最終的に市政に反映したいという思いが事務局にもあり、提案としていれさせていただいた。委員の皆さんの総意で決めていただければと考えている。

副委員長：「3 その他の意見」の項目の記載からすると、項目内容がどれも同じレベルであるかのようにとれ、違和感がある。参考意見として、答申本体の主要意見と切り離すような記載に変えてはどうか。

委員：原案の記載は、項目間で関連しており、書きぶりを工夫する必要がある。

委員 長：事前に質問や疑問等を整理して会議を行うことは効率的な会議につながるの間違いはない。直接関連する内容でないが、記載の仕方を工夫してほしい。

委員：今回リモートで会議に参加しているが、音声聞きとりづらい。リモートで会議をしているとはいいがたい。市政の参加の観点からも、答申案の全般的な意見(2)市政への市民参加手法の拡充において、「リモート参加の環境整備に一層努めてほしい」と記載い

ただけないか。小規模の行政委員会はリモート会議が主流になると思うので、ぜひお願いしたい。また、2ページの「(1)提案・要望等」のウの第22条（協働提案）の記載内容と、4ページの「検証シートの記載に関するもの」のキの第22条（協働提案）の記載内容と比較すると整合性がとれていないように思うが、どのように対応しようと考えているのか。4ページでは「使いやすい」とあるが、2ページでは「使いにくい」とあり、矛盾している。

事務局：書きぶりについては調整させていただきたい。

委員：前回発言した趣旨としては、提案制度に応募しなくても使える簡単な制度がほしいということであった。提案制度がよくないという趣旨ではない。

委員長：いま発言いただいた趣旨でもって再調整するということよいか。

事務局：承知した。

副委員長：記載内容としては矛盾していないのでないか。2ページは単に要望が記載されており、4ページには検証結果が記載されている。

事務局：記載について精査したい。

副委員長：付帯意見が今回はないが、「その他の意見」は申し添えるという意味合いか。

事務局：付帯意見は、決定事項に対して委員総意の拘束力のある意見であり、今回の答申については、ご指摘のとおりそうした内容でない。

委員：会議の趣旨からすると、「個別条文に対する意見」の「(2)検証シートの記載に関するもの」を先に記載すべきでないか。また、同じ項目のイ(ウ)の第10条（情報共有のための市議会及び市長等の責務）の記載は、様々な情報発信という記載は、デジタルを使った様々な情報発信はありがたいが、デジタルデバインド対策を並行して実施してほしいという趣旨で発言した。

委員：「全般的な意見」「(3)地域間コミュニケーションの支援」のうち、3つの異なる地域があることが特徴で、地域間の交流はそれぞれの相乗効果を生み出す肝であると記載されているが、これは委員の意見なのか、市の意見なのかどちらか。

委員：例えばニュータウンと農村部が一緒になにかに取り組む等、市が地域に手を差し伸べていただくのはありがたいが、地域間の連携を進めるような取り組みをいただけるとありがたいという趣旨である。

副委員長：総合計画の議論の中でも核となる意見であったと記憶しており、前回発言した。記載が口語調であるので精査いただきたい。

委員長：先ほど複数の委員から指摘があったデジタルに関する記載は、後年からみて違和感がないような記載にするべきと考える。記述内容を事務局で精査してほしい。

最後に、今後の進め方について、確認したい。事務局には、ただ今の議論を踏まえ、本日の審議事項を加え、答申（案）を整えていただきたい。その後、一旦、委員長である私が確認したのち、事務局を通じて各委員に確認していただく。意見の対応については、最終的に委員長である私に一任いただき、答申としてとりまとめた方がよいか。

※異議なし

5 閉会

西田部長閉会あいさつ